（令和７年６月１３日提出）

令 和 ７ 年 ６ 月 議 会 定 例 会 議 案
（そ の ２）

新　　潟　　市

令和７年６月議会定例会議案（その２）

目　　　　　次

議案第６９号　新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について・・・・1

議案第６９号

新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和７年６月１３日提出

新潟市長　中原　八一

新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、令和７年８月１日から同月３１日までの間（以下「特例期間」という。）における市長の給与の支給額を減額するため、新潟市特別職の職員の給与に関する条例（昭和３２年新潟市条例第６６号。以下「特別職給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

（俸給月額の特例）

第２条　特例期間における市長に対する俸給月額の支給に当たっては、特別職給与条例第２条第１号に規定する俸給月額から、当該俸給月額に１００分の１０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減ずる。

附　則

この条例は、令和７年８月１日から施行する。